

平成17年7月8日
警 察 庁

未解決事件解決のために、被害者等が懸賞金をかけて情報提供を受け、これによって事件が解決したときは、国が懸賞金を弁償する制度を創設することについて
(岡村構成員意見)

現在事件解決に資する一般からの情報提供に関して行われている懸賞金制度の実施主体は、民間団体や遺族等であり、これらの者からの申し入れがあった場合、対象事件の内容、当該事件の捜査の進捗状況、当該団体の性格等を総合的に勘案して、都道府県警察が協力を行っているものである。

ご要望の未解決事件解決のために被害者等が懸賞金をかけて情報提供を受け、これによって事件が解決したときに国が懸賞金を支払う制度を創設することについては、特定の事件にのみ、かつ、被害者等が任意に設定した額の懸賞金を補てんするために税金を投入することに、合理的な根拠が見出し得るかという問題等があると考えます。